只木ゼミ春学期第８問検察反対尋問レジュメ

文責:4 班

１. 弁護側は、社会的相当性説をとっているが、社会的相当性という文言のみでは、どのような場合に正当防衛が否定されるのか不明確ではないか。社会的相当性とはどのように判断するのか。

２． 社会的相当性説は、社会的相当性という一般的抽象的な概念を問題処理の基準として安易に用いることになり、妥当では無いのではないか。

以上